

非給与医療行為及び材料コードの標準化

이 기성 (イギソン) 室長 健康保険審査評価院 給与基準室



1. はじめに

現在、我が国の医療費の増加速度はかなり速い。医療費の増加には少なくない要因が作用するが、その中で非給与部分の診療費が相当部分を占めていると指摘されている。このため、政府、医療界、国民など非給与診療費に対する各界の関心が高まる中、至急の管理が政策課題となっている。

現在、非給与の領域は、制度圏内の管理がない状態で、どのような診療がどの程度の価格でどのように行われているかの正確な把握が難しい実情にある。どのような事案の問題解決にも現状把握を優先すべきであるが、統一された用語やコードなどのアクセス可能なツールがない状況では、基本的な統計や実態を把握することは容易でない。非給与診療費が増加せざるを得ない原因の一つに価格統制メカニズムがないことが挙げられる。これには情報公開を通じて医療サービス購入の価格競争と市場原理が機能しなければならない。

審査院は、非給与対象かどうかを確認するための請願業務を行っており、この過程で非給与価格の変動の激しさを感じる。医療法では、国民の知る権利を満たすために非給与診療費の通知を義務付けているが、医療機関ごとに掲載している非給与項目がまちまちであり、理解しにくい専門用語が使われており、専門知識のない人には無用の長物に他ならない。そのため、審査院は非給与の医療行為や治療材料に対してコードの標準化作業を進めており、現在までに行われた部分を紹介する。

2. 非給与診療費用について

가. 非給与診療費とは？

非給与診療費とは、“国保法”第41条第3項（医療給与法第7条第3項）に基づいて療養給与の対象から除外されている領域のコストを意味する。仕事や日常生活に支障のない疾患、機能改善がなく、外観の改善を目的とした診療など、保険の原理に準拠しない診療や、治療目的であっても費用対効果などの診療上の経済性が不明で保険政策上、療養給与の認定が難しい場合など、いくつかの種類が非給与が運営されている。

나. 非給与診療費の種類

1) 国民健康保険法による非給与診療費

・ 国民健康保険療養給与の基準に関する規則 [別表2] 非給与対象（保健福祉部令）仕事や日常生活に支障がない場合には、予防医療として病気やけがの治療を直接目的としない場合など、基本的に給与から除外される対象が明示されている。

・ 健康保険の行為・治療材料非給与のリスト（保健福祉部長官告示）主に新医療技術が適用され、韓国保健医療研究の安全性・有効性評価を経て、審査院に設置された専門評価委員会から非給与を決定した項目である。

- ・療養給与の適用基準および方法の詳細（保健福祉部長官告示）特定の行為についての臨床的有用性などを考慮して、給与の範囲や適応症などを定めてその他の部分については、非給与を適用するように明示している。

2) 国民健康保険法その他非給与診療費

- ・医師が往診をした場合の交通費、入院時に必要な消耗品のコストなどがある。

㌦. 非給与診療費等の告知

1) 医療法第45条及び同法施行規則第42条の2（非給与診療費等の通知）

- ・医療機関は、非給与診療費を患者または患者の保護者が容易に分かるように通知するものとし、告知した金額を超過して徴収することができないように明示している（非給与対象の項目とその価格を書き留めた冊子などを受付窓口などに分かり易い場所に設置）
- ・インターネットのホームページを運営する病院級の医療機関は、利用者にわかりやすいように、インターネットのホームページに別々に表示するようにしている。

2) 非給与診療費通知方法のガイドライン発表（保健福祉部医療資源と、'10 4月）

- ・医療法第45条及び同法施行規則第42条の2の規定に基づいて医療機関が通知しなければならない非給与診療費の範囲や具体的な方法などを規定している。告知内容を具体化することにより、医療機関の混乱を防止し、国民が分かりやすいように価格を公開して国民の選択を保障する目的で作られた。

3. 非給与のリストと通知状況等

㌦. 医療行為

1) 非給与一覧現状

- ・国民健康保険療養給与の基準に関する規則[別表2]非給与対象美容目的の整形手術などで統一された名称とコードのない状態で実施される具体的な行為が規定されておらず、情報もない場合がほとんどである。
- ・新医療技術の申請手続きを経て、福祉部長官が告示した項目 "健康保険の行為給与・非給与一覧表"の行為名コードがリスト化されておりEDIコード5桁で構成、総715の項目が存在する。
- ・「療養給与の適用基準と方法に関する詳細」（保健福祉部長官告示）適応症などに応じて給与
- ・非給与が区別されている項目で、すでにEDIコードが存在する。

2) 非給与診療費通知現況

保健福祉部に定められた "非給与診療費通知方法のガイドライン"は、最小限の規定と例示を入れたことで、通知方法などが明確か簡潔になり、医療機関ごとにそれぞれ対応している状態である。

- ・医療行為の分類体系に沿った学術分類ではなく、価格の徴収目的の様々な項目の分類と名称をそれぞれ使用している(療養機関が運営する詳細な行為、または変更した行為の名称で告知)。
- ・福祉部長官が別途告示した非給与行為名称も機関ごとに異なって運営されている。

・ ホームページの情報公開の場合、非給与診療費メニューを検索にくく検索機能のほとんどを提供しておらず、マウスでアクセスする時のみの価格情報を提供するなど、情報を検索する場合、非常に面倒で時間と労力が必要なことが示されている。

ナ. 治療材料

1) 給与・非給与一覧現況

・ 現在の治療材料は、別途算定が可能な材料とできない材料に分けることができ、後者は医療行為料に含めて補償する場合がある。そのため、別途算定が可能な材料の場合に限り、リストに登録されている手順を踏んでおり給与と非給与に区分されて管理される。

・ 2012. 12月現在、人体組織を含む、合計16,594品目の治療材料が記載されており、二重給与項目は89.1%、非給与が10.9%を占めている。

区分	計	給与	非給与
計	16,594	14,788(89.1)	1,806(10.9)
治療材料	15,291	13,536	1755
人体組織	1,303	1,252	51

2) コード体系と問題点

・ 国民健康保険療養給与の基準に関する規則[別表2]非給与対象 '診療に使用される治療材料は、行為のように統一された用語やコードがない状態で医療機関それなりに独自の基準で動いている。

・ 現在登録されている治療材料の場合、給与・非給与を8桁のコード体系で構成され、項目単位で一つのコードを有する形態である。しかし、同じアイテムの中でも材質・規格・形状などに応じて様々なモデルが存在し、個々のモデルごとのコードが付与されるべき生産・流通・使用に至る全過程の管理が可能であり、国民の安全のための追跡管理が容易になる。

4. コード標準化推進現況

ガ. 非給与行為

・ 多くの地域の非給与の中から一次的に基本的なコードの5桁を持っている非給与行為のリスト（保健福祉部長官告示）を対象に推進した。その他の美容目的の手術など全般的な非給与行為に対しては、標準的な分類の研究を最初に実行した後に行う予定である。

・ 非給与のリストに登録されている行為の場合、5桁のコードは定められているが、同じ行為であっても種類や方法などに応じて様々な詳細な行為があるため、これに対する細分化コードを生成することが課題となる。

・ 実際の医療機関で行われている現場中心の行為の分類を参照しており医療機関のホームページに掲載されている非給与行為分類のデータを直接調査し、国内外の専門家の諮問を経た後、標準の分類（案）を導出した。

1) 標準コード

	基本コード（5桁）	一連番号（4桁）
構成	健康保険非給与項目コード（福祉部コード）	一連番号（審評院付与）
コード	英字(2)+数字(3)	数字(4)

	健康保険非給与項目コード	
	非給与診療費用公知コード	

2) 標準化の結果

合計725項目を1,292個詳細項目に分類した。

- ・ 非給与のリスト715項目を1,058個詳細項目に分類
- ・ 適応症ごとの非給与10項目を234項目に細分に分類
- ・ 今回用意した標準化の結果は、"非給与診療費通知のガイドライン"に反映する予定であり、すべての療養機関が非給与診療費通知に使用することができるようになる。

4. 治療材料

- ・ 治療材料は、給与・非給与対象すべての新しいコードシステムを持っていく予定である。現在の品目群ごとの管理を製品の仕様・材質・形状等に応じたモデル名(型名)ごとに管理を移行しようとする。
- ・ 食品医薬品安全庁と治療材関連メーカーの資料協力を得て標準的な分類(案)を導出し、合計921社の19,428品目について標準化を進めている。

区分	非給与項目	細部分類
総合計	725	1,292
第1章 基本診療料	11	43
第2章 検査料	558	732
第3章 画像診断及び放射線治療料	13	302
第5章 注射料	6	6
第6章 麻酔料	1	1
第7章 理学療法料	14	14
第8章 精神療法料	6	10
第9章 処置及び手術料等	71	91
第10章 歯科処置・手術料	28	48
第13章 漢方検査料	10	10
第14章 漢方施術及び治療料	5	33
その他	2	2

1) 標準コード案：9桁

区分	業体コード(4桁)	品目コード(5桁)
構成	業態固有一連番号	品目、型名(規格、形態、材質)別一連番号
コード	数字(4桁)	英字(1桁)+数字(4桁)
備考	現在搭載業体921か所勘案	英字活用による拡張性確保(約26万件)

2) 標準化の結果

12.12月現在、全体の治療材料アイテムのうち、約9000品目の標準化を完了し、継続中である。食品医薬品安全庁でも医療機器を一意に識別するためのUDI(Unique Device Identification)コードを準備しているので健康保険のコード(9桁)とマッピングして使用できるようにプログラムを作成し、共有する予定であり、業体コード(4桁)商品コード(5桁)の治療材料アイテムのうち、約9000品目の標準化を完了し継続中である。

食品医薬品安全庁でも医療機器を一意に識別するためのUDI (Unique Device Identification) コードを準備しているのが健康保険の標準コード (9桁) とマッピングして使用できるようにプログラムを作成し、共有する予定である。

5. おわりに

OECDの "韓国医療の質の検討報告書 (2012年2月)" においても病院領域の透明性の向上のために非給与サービスの情報公開を要求し、非給与診療費の公的管理システムを拡充し、国民医療費については、費用対価値を向上させることを勧告している。非給与領域の標準的なシステムを用意して、すべての病院が標準化された用語とコードを使用することにより、病院間の価格などの比較が可能となり、これは、国民がmarket powerとしての役割が可能になると期待される。特に治療材料の場合は、包括的なコード体系の個々のモデルごとに管理がされることによって、生産から流通を経ての使用に至るまで、life cycleが透過的に管理され、国民の健康の安全が向上されて実効性のある保健政策の策定が可能と考えている。